

豊かになった日本ですが、まだまだ恵まれない子どもたちがたくさんいます。「子ども福祉助成」は、仏教精神に基づいてなされる、子どもの福祉の向上を目的としています。募集対象は、非営利でかつ公益を目的とする法人または代表者の定めのある団体です。ふるってご応募ください。



1 助成対象となる事業

仏教精神に基づいてなされる子どもの福祉の向上を目的とすることに関する事業であって、次のいずれかに該当するものです。

- (1) 母子家庭の福祉の向上に関する事業
- (2) 子どもの育成・保護の事業
- (3) 子どもの活動を支援する事業
- (4) 子どもの福祉向上の事業を支援する事業

ただし、当該事業が専ら営利を目的とするとき、当該事業に確実な遂行の見込みがないとき、代表者その他の者に特別の利益を与えるものであるとき、当該事業が子どもの福祉の増進に資することが明らかに見込まれるものではないときは対象となりません。

2 助成対象となる者

非営利であって公益を目的とする法人または代表者の定めのある団体であることが必要です。

3 対象事業の実施期間

事業は、平成27年度末までに終了するものであることが必要です。

4 助成金の額及び使途について

助成金額は、総額100万円、1件10万円以上20万円以下です。なお、管理部門における支出にあてることができません。

5 助成内容

(1) 応募方法

申請書書式に記入して、そのコピー2通とともにご提出ください（郵送でも結構です）。説明資料があるときは3通ご提出ください。

なお、助成を受けようとする者が法人であるときは、法人登記簿、代表者の定めのある団体であるときは、代表者の身分を証する書類写しを一緒にご提出ください。

応募された書類は返還いたしません。必要なかたは写しをお取りください。

(2) 応募期間

平成27年9月1日から平成27年10月31日（必着）です。

(3) 助成手続の流れ

審査委員会及び理事長において、審査基準に従い決定をいたします。

採用又は不採用について平成28年3月初旬までにご通知いたします。

採用又は不採用についてのご照会についてはお答えいたしません。

(4) 審査基準

上記1ないし4です。

(5) 表示

当財団からの助成を受けたことを事業のなかで明示してください。

(6) 報告

助成の決定を受けた者は、助成対象事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、助成対象業実施報告書を理事長に提出してください。また、この実施報告書のほかに報告を求められた場合にもご報告ください。

※助成内容及び助成対象事業実施にかかる報告については、公表いたします。事業参加者の個人情報の公表について、事前に同意を得ておいてください。

※誓約書をご提出いただきます。違約の場合、助成金を返還していただくこととなります。

6 応募先

申請書等請求先・応募先

公益財団法人 全日本仏教尼僧法団
〒160-0015 東京都新宿区大京町31-26 慈母会館
TEL 03-3358-8168

※申請書の他に誓約書もお渡しいたします。

7 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報は、助成の一連の業務（応募、審査、助成実施等）に必要な範囲に限定して取得し利用します。

(2) 助成内容及び助成対象業実施にかかる報告については、公表いたします。その限度で個人情報を公開します。あらかじめご了承ください。